

大通達甲（刑）第15号
令和2年10月12日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

刑事研修員研修要綱の改正について（通達）

刑事研修所における研修については、「大分県警察刑事研修員研修要綱の制定について」（昭和58年3月31日付大例規（捜一）第4号）に基づき運用しているところであるが、この度、研修員候補者の推薦基準の見直し等を行ったことに伴い、別添のとおり「刑事研修員研修要綱」を改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（刑事企画課研修係）

別添

刑事研修員研修要綱

第1 趣旨

この要綱は、刑事部刑事企画課刑事研修所における刑事研修員（以下「研修員」という。）に対する犯罪捜査の研修（以下「研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 研修の基本方針

研修は、新たな時代に対応できる優れた捜査技能及び強固な精神力を有し、捜査の中核を担う捜査官を育成することを基本方針とする。

第3 研修の推進体制

1 委員会の設置

研修の効果的な運用を図るため、警察本部に刑事研修運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 研修員候補者の選考に関すること。
- (2) 研修の内容及び方法の審議に関すること。
- (3) 研修修了者の認定に関すること。
- (4) 研修修了者の人事配置の意見に関すること。
- (5) 研修に必要な予算に関すること。
- (6) その他委員長が必要と認めること。

3 委員会の組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 刑事部長
- (2) 副委員長 刑事部総括参事官
- (3) 委員 警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、刑事部捜査第一課長、刑事部捜査第二課長、刑事部組織犯罪対策課長、刑事部鑑識課長、刑事部科学捜査研究所長、交通部交通企画課長、警備部警備企画課長及び刑事部刑事企画課刑事指導官

4 委員会の会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 委員会の庶務

委員会の庶務は、刑事部刑事企画課において処理する。

6 刑事研修指導会議

- (1) 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、後記(2)に規定する任務を遂行するため、委員会に刑事研修指導会議（以下「指導会議」という。）を置く。
- (2) 指導会議は、次に掲げる事項を任務とする。
 - ア 研修の科目、細目及び指導目標（以下「研修科目等」という。）についての具体的な検討及び指導計画の作成に関すること。
 - イ 研修科目等に対する研修結果の検討に関すること。
 - ウ その他刑事部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）が必要と認めること。
- (3) 指導会議は、刑事企画課長及び刑事企画課長が指定する者をもって構成する。
- (4) 指導会議は、刑事企画課長が招集し、議事を主宰する。

第4 研修員の指定等

1 研修員候補者の推薦

所属長は、所属の警察官について、別に定める基準に該当すると認める者がいるときは、委員会に推薦するものとする。

2 研修員候補者の選考

委員会は、前記1の規定により推薦された者について、書面審査、筆記考査、面接考査等の方法により研修員候補者を選考するものとする。

3 研修員の指定及び解除

- (1) 警察本部長は、前記2の規定により選考された研修員候補者について、適任と認めるときは、研修員に指定するものとする。
- (2) 警察本部長は、研修員について、その適格性を欠くと認めるときは、研修員の指定を解除するものとする。

第5 研修の期間及び内容

1 研修期間

研修員の研修期間は、おおむね1年間とする。

2 研修内容

研修は、指導計画に基づく研修科目等に応じて、県下の警察署の管内で発生した重要凶悪事件、重要知能犯事件、火災事件、組織犯罪事件等の犯罪捜査の応援を行うとともに、各種訓練及び教養・研修を通じて、高度な捜査技能等を修得するものとする。

第6 委任

この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。